

「投資信託総合取引規定」改定のお知らせ

2026年10月1日（木）に、以下の規定を改定します。

変更後の規定は、変更前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

1. 対象となる規定

投資信託規定集「投資信託総合取引規定」

2. 主な改定内容

2026年4月1日に行われた金融商品取引法および関連諸規則の改正により、お客さまへ書面（紙）でお送りしている書類を、

原則としてデジタル媒体（インターネットやメール等）で提供することができる制度が開始されました。

本改正に伴い、「通知物の交付方法」を規定に追加します。

（制度と当行対応について、くわしくは[こちら](#)をご確認ください。）

3. 新旧対照表（下線部分が改定箇所）

① 第1章 総則 1.規定の趣旨

改定前	改定後
（2）各投資信託の投資信託約款、外国証券取引口座規定、投資信託継続購入プラン規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、特定口座規定、投資信託特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定、非課税上場株式等管理に関する規定、未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定、投資信託累積投資規定、三菱ＵＦＪダイレクト利用規定および各預金規定に別途定めがあるときは、当該約款・規定の定めるところにより取り扱います。	（2）各投資信託の投資信託約款、外国証券取引口座規定、投資信託継続購入プラン規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、特定口座規定、投資信託特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定、非課税上場株式等管理に関する規定、未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定、投資信託累積投資規定、三菱ＵＦＪダイレクト利用規定、 <u>Eco 通知取引規定</u> および各預金規定に別途定めがあるときは、当該約款・規定の定めるところにより取り扱います。

② 第1章 総則 11.通知物の交付方法

改定前	改定後
規定なし（新設）	<u>（1） 当行は、金融商品取引法その他関係法令等の定めに基づき投資家に交付する書面について、原則として電磁的方法により提供（以下「電子交付」といいます。）するものとします。</u> <u>（2） 前項の電子交付は、Eco 通知取引規定に基づく Eco 通知の方法により行います。ただし、お客さまは、当行所定の方法により、書面による交付を選択できるものとします。</u> <u>（3） 本規定において「送付」「発送」「交付」その他これらに類する用語には、電子交付を含むものとします。ただし、法令等により書面交付が必要とされる場合を除きます。</u> <u>（4） お客さまによる Eco 通知の申込または法令等に基づく告知による Eco 通知への切替えにより、電子交付の対象となる書面の範囲が異なる場合があります。</u> <u>（5） 当行は、電子交付の対象となる書面の範囲その他重要事項について、当行ホームページへの掲載その他当行所定の方法により通知または公表するものとします。</u>

※新設に伴い、11.通知物の交付方法以降の項番繰り下げ。

今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

（2026年9月1日現在）